

# 学科教本 統合版 訂正表

(平成29・3・12改訂版 対応)

※「二種学科教本 統合版」にも対応しています。

P. 5  
二種 P.4

▶ 「**車**などの分類」の中型自動車の下に「準中型自動車」を追加します。

準中型自動車

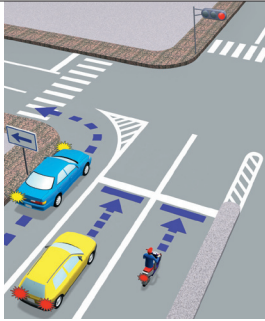


P. 18

▶ 「道路ではいけないことなど」の「⑩」のあとに「⑪ 運転者を急がせたり、運転の邪魔になる行為をすること。」を追加します。

P. 26  
二種 P.26

▶ 「5」のイラストを変更します。



P. 31  
二種 P.31

▶ 「① 規制標識」の「6. 特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」のイラストを変更します。



P. 39  
二種 P.39

▶ 「⑤ 補助標識」の「3. 車の種類」の右下のイラストと解説を変更します。



最大積載量が3トン以上の貨物自動車と大型特殊自動車

P. 40  
二種 P.40

▶ 「車両の種類と略称」の表に追加します。

略称	車両の種類
準中型	準中型自動車
準中貨	準中型乗用自動車以外の準中型自動車

P. 83  
二種 P.83

▶ 「(2) 法定速度」の表中、「普通乗用自動車」を「普通自動車」に、「普通貨物自動車」を「準中型自動車」に変更します。

P. 85  
二種 P.85

▶ 「2」の本文の最後に、以下を追加します。

とくに大型自動車や中型自動車、準中型自動車は、普通自動車に比べて運転席の位置が高く見下ろす形になり、車間距離が実際より長く感じられるため、車間距離が短くなりやすいので注意しましょう。

P. 94  
二種 P.95

▶ 「10 (二種は 4)」の本文の最後に、以下を追加します。

横断歩道(自転車横断帯)のない場所でも、歩行者が横断することがありますので、注意しましょう。

- ▶ 「1」の本文の最後に、以下を追加します。

また、高齢の歩行者の場合は、車の直前または直後を横断しているときに事故が多く起こっていますので、注意しましょう。

- ▶ 「1」の「①」を以下のように変更します。

① 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者が準中型自動車を運転するときや、普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置\*1に初心運転者標識(初心者マーク)をつけなければなりません。

- ▶ 「1」の「③」を以下のように変更します。

③ 聴覚障がい\*2のあることを理由に免許に条件を付されている人が準中型自動車または普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置\*1に聴覚障がい者標識(聴覚障がい者マーク)をつけなければなりません。\*3

- ▶ 欄外の「\*1」の下に以下のように追加します。

\*2  
両耳の聴力が補聴器を用いても10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の障がいをいいます。

- ▶ 欄外の「 ちよつと注目」の内容を以下のように変更します。

初心者マークの表示が免除される場合

- ① 普通免許を通算して2年以上受けていた人が準中型免許を受けた場合  
② 大型、中型、準中型、普通免許を通算して1年以上受けていた人が免許を失効し、6ヵ月以内に再取得した場合 など

- ▶ 欄外の「\*2」を「\*3」とし、内容を以下のようにします。

その場合は、運転するときに幅の広いルームミラーなどを使用しなければなりません。  
また、その標識をつけている運転者は警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように、周囲の運転者は配慮しましょう。

- ▶ 「2」の内容を以下のように変更し、欄外の「\*3」を「\*4」に変更します。

自動車の運転者は、危険をさけるためやむを得ない場合のほかは、つぎの車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んではいけません。

- ① 初心運転者標識をつけた普通自動車  
② 高齢運転者標識をつけた普通自動車  
③ 聴覚障がい者標識をつけた準中型自動車または普通自動車  
④ 身体障がい者標識をつけた普通自動車  
⑤ 仮免許練習標識\*4をつけた自動車

▶ 「(1) 運転免許の区分」の表中、「仮運転免許」の内容を以下のように変更します。




かり うん てん めん きょ <b>仮運転免許</b>	れんしゅう しけん 練習や試験などのために大型自動車や中型自動車や準中型自動車、普通自動車を運転しようとする場合に必要の免許です。
--------------------------------	--

▶ 「(2) 第一種運転免許の種類」の本文1行目の「9種類」を「10種類」に変更し、表を以下のように変更します。

車の種類 第一種 免許の種類 (受けられる年齢)	大型自動車	中型自動車	準中型自動車	普通自動車	大型特殊自動車	大型自動二輪車	普通自動二輪車	小型特殊自動車	原動機付自転車
大型免許 (21歳以上)	●	●	●	●				●	●
中型免許 (20歳以上)		●	●	●				●	●
準中型免許 (18歳以上)			●	●				●	●
普通免許 (18歳以上)				● ※1				●	●
大型特殊免許 (18歳以上)					●			●	●
大型二輪免許 (18歳以上)						● ※2	● ※1	●	●
普通二輪免許 (16歳以上)							● ※1 ● ※3	●	●
小型特殊免許 (16歳以上)								●	●
原付免許 (16歳以上)									●
けん引免許 (18歳以上)	おおがた ちゆうがた じゅんちゆうがた ふ つう おおがた とくしゅ じどうしゃ いん じどうしゃ 大型、中型、準中型、普通、大型特殊自動車のけん引自動車で、車両総重量が750kgをこえる車 (重被けん引車)をけん引する場合に必要な免許です。 ※4								

- ※1 AT限定の免許では、AT車(オートマチック車)に限ります。 ※2 AT限定の免許では、総排気量650cc以下のAT車(オートマチック車)に限ります。 ※3 小型二輪限定の免許では、総排気量125cc以下または定格出力1.00kw以下のものに限りま。
- ※4 小型トレーラー限定けん引免許では、車両総重量が2,000kg未満のキャンピングトレーラーなどに限ります。

▶ 「自動車などの種類」の「中型自動車」と「普通自動車」の間に「準中型自動車」を追加し、内容を以下のようにします。

<b>中型自動車</b>	おおがた じどうしゃ ちゆうがた とくしゅ じどうしゃ おおがた ふ つう じどうしゃ に りん しゃ ちゆうがた とくしゅ じどうしゃ 以外の自動車で、つぎの条件のいずれかに該当する自動車 ・車両総重量 7,500 kg 以上、11,000 kg 未満のもの ・最大積載量 4,500 kg 以上、6,500 kg 未満のもの ・乗車定員 11人以上、29人以下のもの ※特定中型自動車：P.40参照	 中型貨物自動車	 中型乗用自動車
<b>準中型自動車</b>	おおがた じどうしゃ ちゆうがた じどうしゃ おおがた とくしゅ じどうしゃ おおがた ふ つう じどうしゃ に りん しゃ ちゆうがた とくしゅ じどうしゃ 以外の自動車で、つぎの条件のいずれかに該当する自動車 ・車両総重量 3,500 kg 以上、7,500 kg 未満のもの ・最大積載量 2,000 kg 以上、4,500 kg 未満のもの	 準中型貨物自動車	

おおがたじどうしゃ ちゆうがたじどうしゃ じゆんちゆうがたじどうしゃ おおがたとくしゆじどうしゃ おおがた ふつうじどうりにんしや こがたとくしゆ  
 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型および普通自動二輪車、小型特殊  
 自動車以外の自動車で、つぎの条件のすべてに該当する自動車  
 ・車両総重量 3,500 kg 未満のもの  
 ・最大積載量 2,000 kg 未満のもの  
 ・乗車定員 10人以下のもの  
 ※ミニカー：エンジンの総排気量が50cc以下、または定格出力が0.60kw以下の普通自動車をいいます。

50ccをこえ660cc  
 以下普通自動車  
 三輪の普通自動車  
 ミニカー

P.127

▶ 「(1) 受験資格」の「① 大型免許」と「② 中型免許」をそれぞれ以下のように変更します。

- ① 大型免許  
 中型免許が準中型免許、普通免許、大型特殊免許を受けていた期間が通算して3年以上必要です。
- ② 中型免許  
 準中型免許が普通免許、大型特殊免許を受けていた期間が通算して2年以上必要です。

▶ 「(2) 運転資格」の「①」を以下のように変更します。

- ① 中型自動車、準中型自動車の場合 …… 21歳以上で免許取得3年以上

▶ 「5」の本文1、2行目「中型自動車、普通自動車、」を「中型自動車、準中型自動車、普通自動車、」に変更します。

P.128

▶ 「(1) 仮免許が必要なき」の「①」と「②」の文中にある「中型自動車、普通自動車」を「中型自動車、準中型自動車、普通自動車」にそれぞれ変更します。

▶ 「(3) 仮免許による練習」の1行目の「中型自動車、普通自動車」を「中型自動車、準中型自動車、普通自動車」に変更します。

▶ 欄外の「\*1」の「①」の1行目の「普通第一種免許を」を「準中型免許または普通第一種免許を」に変更します。

P.130

▶ 「4」の本文3行目の「また、」の後を以下のように変更します。

また、75歳以上となる人は認知機能検査を受け、その結果に基づいた高齢者講習や臨時適性検査などを受けなければなりません。

P.131

▶ 「5」を以下のように変更します。

**5 臨時認知機能検査と臨時高齢者講習**

75歳以上の人が、認知機能が低下したときに行われやすい一定の違反行為をした場合には、臨時認知機能検査を受けなければなりません。その結果、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判定された場合は、臨時高齢者講習を受けます。認知症のおそれがあると判定された場合は、臨時適性検査を受けるが、医師の診断書を提出しなければなりません。

▶ 「理解度CHECK」の「1.」の「中型自動車、大型特殊自動車、」を「中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、」に変更します。

▶ 「1」の本文1行目「普通免許や大型二輪免許、」を「準中型免許や普通免許、大型二輪免許、」に変更します。

▶ 「●初心運転者期間から本期間までのながれ」の表中、一番上の段を以下のように変更します。

準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、または原付免許取得

▶ 「●主な交通違反の点数と反則金の額」の表中、「初心運転者標識表示義務違反」と「聴覚障害者標識表示義務違反」の「反則金の額」の「大型」の欄に、それぞれ「6」を追加します。

(反則金額の単位は千円)

交通違反の種類	点 数	点 酒 気 帯 び	反則金の額			
			大 型	普 通	二 輪	小 原 特 付
初心運転者標識表示義務違反	1	14	6	4		
聴覚障害者標識表示義務違反	1	14	6	4		

▶ 同表下、注釈2行目を以下のように変更します。

※「大型」とは、大型自動車と中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車をいいます。(放置駐車違反には、重被けん引車も含まれます。)

▶ 教習項目名「オートマチック車の運転」を「オートマチック車などの運転」に変更します。

▶ 下部に以下のように追加します。

## 2 先進安全自動車 (ASV) の運転

先進安全自動車 (ASV) は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、運転者が責任を持って安全運転を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

### Pick up ピックアップ

#### ASV (アドバンスド セーフティ ビークル) の 実用化されている主な機能

##### ① 衝突被害軽減ブレーキ

レーダーやカメラで前車や前方の障害物との距離を感知し、衝突のおそれがあるときに、運転者に危険を知らせたり、自動的にブレーキをかけたりする装置です。



##### ② 車線維持支援装置 (レーンキープアシスト)

車載カメラで前方の車線を認識し、高速道路の直線路で車線を維持しやすいように、ハンドル操作を補助したり、車線をはみ出しそうになると運転者に注意を与えたりする装置です。

##### ③ 車間距離制御システム (ACC)

設定した速度を維持して走行し、前車の速度に合わせて適切な車間距離を維持します。

##### ④ 横滑り防止装置 (ESC)

滑りやすい路面の走行などで、センサーが車両の横滑りを感知すると、各車輪に適切にブレーキをかけて、車両の進行方向を修正する装置です。

P.166

▶ 「3 運転適性検査結果の運転への活用等」を「3 適性検査結果の運転への活用等」に変更します。

P.203

▶ 「6 交通公害、地球温暖化の防止等」を「6 交通公害の防止、地球温暖化の防止等」に変更します。

P.205

▶ 教習項目名「悪条件下での運転等」を「悪条件下での運転」に変更します。

P.212

▶ 「2」の「㉗」を以下のように変更します。

㉗ 前照灯は、交通量の多い市街地などを通行しているときを除き、上向きにして、歩行者などを少しでも早く発見するようにしましょう。ただし、対向車と行き違ふときや、他の車の直後を通行しているときは、前照灯を減光するか下向きに切り替えなければなりません。

▶ 「2」の「㉘」の1行目の「常に前照灯を」を「前照灯を」に変更します。

P.213

▶ 「3」の本文を以下のように変更します。

見通しの悪い交差点やカーブの手前では、前照灯を上向きにするか点滅させて、他の車や歩行者に交差点への接近を知らせましょう。\*1

P.226

▶ 「(1) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき」の本文6行目、「エンジンを止めます。エンジンキーはつけたままにし、」を「エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておきます。」に変更します。

P.228

▶ 本文7行目「エンジンキーはつけたままにし、」を「エンジンキーはつけたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておきます。」に変更します。

P.273

二種 P.125

▶ 「3」の「③」の1行目の「自動車専用の」を「自動車用の」に変更します。

P.280

二種 P.132

▶ 「(1) 四輪車の場合」の「①」を以下のように変更します。

① エンジンを止め、エンジンキーを携帯します。

P.285

二種 P.137

▶ 「● 乗車定員と積載の制限」の表中、「車の種類」の「普通自動車 中型自動車 大型自動車 大型特殊自動車」を「普通自動車 準中型自動車 中型自動車 大型自動車 大型特殊自動車」に変更します。

車の種類				
普	準	中	大	大
通	中	型	型	型
自	自	自	自	自
動	動	動	動	動
車	車	車	車	車

▶ 「① 台数の制限」の1、2行目（二種は1行目）を以下のように変更します。

- 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車でけん引する場合

▶ 「Pick up **ピックアップ**」を以下のように変更します。

Pick up

ピックアップ

品川500

番号標の分類番号と自動車の種類

四輪車の番号標は自動車の種類によって、つぎのように分類されています。

番号標の分類番号	自動車の範囲
1,10-19,100-199	貨物自動車（2000ccをこえるもの）
2,20-29,200-299	乗車定員11人以上の乗用自動車
3,30-39,300-399	乗車定員10人以下の乗用自動車（2000ccをこえるもの）
4,40-49,400-499	貨物自動車（660ccをこえ、2000cc以下のもの）
6,60-69,600-699	貨物自動車（50ccをこえ、660cc以下のもの）
5,50-59,500-599	乗用自動車（660ccをこえ、2000cc以下のもの）
7,70-79,700-799	乗用自動車（50ccをこえ、660cc以下のもの）
8,80-89,800-899	特殊用途車（散水車、広告宣伝車、自動車教習所の教習車、霊柩車など）
9,90-99,900-999	大型特殊自動車（下記以外）
0,00-09,000-099	大型特殊自動車（建設機械）

※車体のサイズによっては、この分類に該当しない場合があります。  
 また、大型自動二輪車や普通自動二輪車（250ccをこえるもの）には、分類番号はありません。  
 なお、125ccをこえ、250cc以下の普通自動二輪車の分類番号は「1」になっています。

▶ 「● 高速自動車国道の本線車道における最高速度と最低速度」の表中、「自動車の種類」の「● 普通自動車\*2」の上に「● 準中型自動車」と追加します。

▶ 「(3) 夜間の運転」の本文10行目の「前照灯を上向きに切り替え、」を「前照灯を上向きにして、」に変更します。

二種 P.8

- ▶ 「42.」の4行目、「43.」の8行目と15行目の「ちゅうがた めん きょ ふ つう めん きょ中型免許、普通免許、」を「ちゅうがた めん きょ じゅんちゅうがた めん きょ中型免許、準中型免許、  
ふ つう めん きょ普通免許、」に変更します。
- ▶ 「42.」の6行目の「しゅるい9種類」を「しゅるい10種類」に変更します。
- ▶ 「44.」の1、2行目の「ちゅうがた じ どう しや ふ つう じ どう しや中型自動車、普通自動車」を「ちゅうがた じ どう しや じゅんちゅうがた じ どう しや ふ つう じ どう しや中型自動車、準中型自動車、普通自動車」  
に変更し、4、5行目の「ちゅうがた かり めん きょ ふ つう かり めん きょ しゅるい中型仮免許、普通仮免許の3種類」を「ちゅうがた かり めん きょ じゅんちゅうがた かり めん きょ中型仮免許、準中型仮免許、  
ふ つう かり めん きょ しゅるい普通仮免許の4種類」に変更します。
- ▶ 「45.」の4行目の「① ちゅうがた じ どう しや ば あい中型自動車の場合」を「① ちゅうがた じ どう しや じゅんちゅうがた じ どう しや ば あい中型自動車、準中型自動車の場合」に変更  
します。

二種 P.13

- ▶ 「2」の表中、「**中型自動車**」を「**中型自動車・準中型自動車**」に変更し、「けん引第二種免許」  
の説明文中の「中型、普通、」を「中型、準中型、普通、」に変更します。
- ▶ 「3」の本文4行目の、「**中型自動車、普通自動車**」を「**中型自動車、準中型自動車、普通自動車**」  
に変更します。

二種 P.90

- ▶ 「(3) **自動車などの種類**」の「**・中型自動車**」と「**・普通自動車**」の間に  
「**・準中型自動車**」を追加し、内容を以下のようにします。

• **中型自動車**

大型自動車、大型特殊自動車、大型および普通自動二輪車、小型特殊自動車以外の自動車で、  
つぎのいずれかに該当する自動車。

- ・車両総重量 7,500 kg 以上 11,000 kg 未満のもの
- ・最大積載量 4,500 kg 以上 6,500 kg 未満のもの
- ・乗車定員 11人以上 29人以下のもの

• **準中型自動車**

大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型および普通自動二輪車、小型特殊自動車以  
外の自動車で、つぎのいずれかに該当する自動車。

- ・車両総重量 3,500 kg 以上 7,500 kg 未満のもの
- ・最大積載量 2,000 kg 以上 4,500 kg 未満のもの

• **普通自動車**

大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型および普通自動二輪車、小型  
特殊自動車以外の自動車で、つぎのすべてに該当する自動車。

- ・車両総重量 3,500 kg 未満のもの
- ・最大積載量 2,000 kg 未満のもの
- ・乗車定員 10人以下のもの

二種 P.158

- ▶ 「**Pick up** **ピックアップ**」の表中の「**旅客自動車**」に  
「**準中型乗用自動車**」を追加します。

旅客自動車  
(普通乗用自動車)  
(準中型乗用自動車)  
(中型乗用自動車)  
(大型乗用自動車)